令和元年度第2回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 令和元年8月22日(木)午後1時開会(1時55分終了)

場 所 庁舎5階 503会議室

出席者 会長及び委員14名、計15名(欠席者2名)

議 題 1. 令和元年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

2. 平成30年度小平市国民健康保険事業特別会計決算の概要について

3. 小平市国保財政健全化計画(赤字解消・削減計画)の策定について

傍聴者 なし

[主な質疑等]

議題1 令和元年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

委員:財政運営の都道府県化に伴い、運営基金積立金の考え方と各市に差があると思 われる事業費納付金の算定方法についてはどのようになったのか。

事務局:運営基金については、平成30年度末で約3億5千万円である。令和元年度予算で5千万円取り崩すこととしているが、今回の補正で5千万円積み直すことで、3億5千万円に戻したもの。平成29年度に運営基金条例の改正について審議いただき、基金の使い道については、今後の保険税の税率改定の際に活用することで承認いただいているので、そのように考えている。

平成30年度からは、東京都から示された事業費納付金を支払うが、その算定根拠は医療費水準、所得水準など各市差がある。

委員:毎年、事業費納付金の金額は変わるものなのか。

事務局 :被保険者数や医療費の状況、所得状況など市の情報を提出し、東京都が毎年算 定するもので、変わるものである。

議題2 平成30年度小平市国民健康保険事業特別会計決算の概要について

委員:資料2②、歳出で保健事業費の人間ドック利用費補助が前年度と比べて10%近く延びた要因と、ジェネリック医薬品の差額通知の送付基準、内容について説明をお願いしたい。

事務局: 人間ドック利用費補助の増については、平成30年度から人間ドックだけでなく 脳ドックへの受診勧奨を開始し、1万円の補助、両方同時受診者には2万円の補

助となったことを周知したこと、健康推進課の健康ポイント計測会等でチラシを 配布していることなどが要因と思われる。

また、ジェネリック医薬品差額通知は、100円以上の差額が発生する方に、年 10回通知を送付している。

委員:ジェネリック医薬品差額通知の効果や統計はとっているか。

事務局 : ジェネリック医薬品との換算額の差をとらえており、平成29年度は約8千万円弱の効果がでている。現在、平成30年度の金額の精査を行っているところである。次回の運営協議会でデータヘルス計画の進捗状況を報告する。

資料2②には、基礎データの欄にジェネリック医薬品普及率を載せている。平成28年度は65.0%、平成29年度は67.8%、平成30年度は73.1% と上昇している。

委員:市からの情報提供等により、ジェネリック医薬品について市民にだいぶ浸透してきているように感じる。医師は一概に全ての患者に進めるわけではないが、 希望する方も増えているようだ。

委員:ジェネリック医薬品のメリット、デメリットは正しく伝わっているのか。

委員:ジェネリック医薬品の種類も増えており、効果を認める医師は、説明の上ジェネリック医薬品を処方し、効果がでなければ了解を得て別のジェネリック医薬品や先発医薬品に変更するなどの対応をしている。

委員:インフォームド・コンセントに基づいて説明がなされているということか。

会 長 : 血圧の数値について、国では130を超えると高血圧だと示しているが、市の 健診時などではどのように指導しているか。

事務局: 市では、メタボリックシンドロームの判定で、腹囲が男性85cm以上、女性が90cm以上とあわせて3つの項目として、高血圧、脂質異常、高血圧の数値を示し、血圧の数値を上が130、下が85という基準で示している。2つ以上の項目に該当した場合にメタボリックシンドロームと判定し、重症化予防、病気の予防が必要であると周知している。

委員:血圧は時間などでも変化しやすいもので一概にいえないが、基準として示されたものであり、130以上であれば高血圧、85以下であれば低血圧と言わざるおえないが、目安値である。

メタボリックシンドロームの状態が続くと、高血圧と糖尿病が合併して3大疾病の脳卒中や心筋梗塞につながる確率が倍ではなく二乗倍になるので、事前にチェックするということが必要で、広報活動やその周知が必要である。血圧は病院で測ると少し高く出る傾向があると言われており、1回の測定で判断することなく、毎日同じ時間に血圧をチェックすることが大切なので、そのことと、どこで測定できるのかも啓蒙してほしい。それは医療費にも反映するので、

様々な場所で血圧が測れることもあわせて周知していきたい。

会 長 : 血圧計について市は広報など、どう考えているか。

事務局:健康センター1階にはどなたでも計測できる血圧計が置いてある。あわせて周知したい。

委員:血圧は簡単に変化する。測定前に深呼吸をすることでだいぶ違うので、そのことも併せて周知を徹底してほしい。

委員:血圧計を購入したが、腕と手首はどちらで測定するのがよいのか。

委員:触診して聴診器を使って血圧計で測るのが一番正確だが、家庭用も性能が良くなっている。腕、手首のどちらでもよい。毎日測ることが大切である。

委員:保健師から、朝、排尿後に血圧を測るのが良いと言われた。血圧が高い方は、 血圧計が設置された施設まで移動している間に血圧が上がってしまうので、自 分で買って自分で計測し、コントロールするという意識を持つことが大切では ないか。

委員:購入できる方ばかりではないと思うので、決まった時間に測定して病院でもらえる血圧ノートに記録することが大切。時間は朝でなくても、深呼吸などで精神的に落ち着かせて測ればよい。落ち着いた状態・時間であれば夜でも構わない。人間の体は日中、自律神経の中の交感神経が活発で睡眠時は副交感神経が働いて腸の働きが活発になる。自律神経を落ち着かせて、決まった時間に測り、病院でくれるノートに自分で記録をし、おかしいと思えば開業医に相談していけば未病ができ、薬や医療が過剰にならず、医療費の節約にもなる。血圧は投薬によって上げすぎても下げすぎてもよくない。糖尿病の初期は多飲、多尿の症状だけだが、血管の病気なので、目、腎臓、脳、心臓など全ての部位に影響を与える。糖尿病で人工透析になれば、患者さんの金銭的負担はないが、納税者には大きな負担になる。全ての病を防ぎ、医療費の軽減につながれば、子どもたちのために使うことなどもできる。

委員:国保だより特別号の7面に一般会計からの繰入金はおよそ15億円に上ると記載されている。本日の資料2②、資料2③では、法定外繰入は12億とのことだったが説明を。また、東京都が示す標準保険料率とのかい離は是正するべきなのか説明を。

事務局 : 国保だより特別号は7月5日発行であり、その時点では平成30年度の決算額 が確定していなかったので、予算額で記載している。

※資料2③の最後のページにあるその他一般会計繰出金の予算額と決算額を参 照。

東京都標準保険料率とのかい離は、現在30%近くあるので、削減していくよ

うに言われている。ただし、解消するためには、相当な税率の改定が必要になる。

会 長 : 議題3に該当する部分なので、そこは次の議題で説明を受けたい。ほかに質問は あるか。

委員:資料2③最後のページにある財政安定化支援事業とはどんな事業か。

事務局: 一般会計繰出金には、一般会計でまかなってよい法定繰入分として、職員給与等、出産育児一時金、財政安定化支援事業と、法定外のその他一般会計繰入金、いわゆる赤字分がある。財政安定化支援事業とは、国民健康保険制度が低所得者といわれる加入者が多いという特徴から、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化のため、低所得者負担能力補てん分に対する支援措置、病床過剰分に対する支援措置及び60歳代の高齢被保険者数を一定割合以上抱える保険者に対する措置として、一般会計からの繰出しを認める地方財政措置が講じられている。一般会計から繰出す事業ということである。

議題3 小平市国保財政健全化計画(赤字解消・削減計画)の策定について

委員:この計画に人口の増減は考慮しているのか。

事務局 : 現在の小平市の人口は約19万人で微増となっているが、今後減る推計は出ている。また、国民健康保険の被保険者数は減少している。今後もその傾向を捉えているが、被保険者数や医療費によってかなり推移するので推計は捉えにくいものである。税率改定時には常にその時点の状況で見直す必要があると考えている。

委員:赤字の解消はどのくらいのスパンで考えているのか。

事務局 : 2年に1回の税率改定を視野に入れると長くても19年と考えている。多摩26市中18市が既に計画を策定しており、平均年数が13年超である。短い市では6年、長い市では20年で、各市赤字額も税率も違うので、あくまで参考ととらえている。

会 長 : 本件については、市の提案に対して国や東京都がどう判断するかにもかかわってくる。

以上